

「WES 9801:2024 特定認定高度保安実施者による保安検査基準」に関する全体評価書 ~~-(案)-~~

2025 年 4 月 × × 日

プロセス評価委員会

I. 審査経緯

項目	説明
1. 設備技術規格評価委員会の審議、承認日	① 設備技術規格評価委員会 第 2 回および第 3 回委員会(2024 年 8 月 16 日および 2024 年 11 月 13 日)にて審議を行い、書面審議(2024 年 12 月 25 日)にて承認された。 ② プロセス評価委員会 第 2 回委員会(2025 年 3 月 4 日)にて審議を行い、書面審議(2025 年 4 月 × × 日)にて承認された。
2. 設備技術規格評価委員会の議決状況	設備技術規格評価委員会規則(以下、規則)第 7 条及び第 16 条により、全委員数の 3 分の 2 以上の出席(により各委員会が成立し、委員の過半数の賛成により承認された。 ① 設備技術規格評価委員会 書面審議 : 賛成 13 名(委員総数 13 名、出席 13 名、欠席・棄権 0 名) ② プロセス評価委員会 書面審議 : 賛成◇◇名(委員総数 29 名、出席△△名※、欠席・棄権○○名) ※ 設備技術規格評価委員会の委員を兼務していない委員の出席者数: □□名 設備技術規格評価委員会の委員を兼務している委員の出席者数 : ☆☆☆
3. 設備技術規格評価委員会の主な意見及び対応	各委員会における主な意見及び対応は以下の通り。 ① 設備技術規格評価委員会 Ⅲ. 添付資料 資料 1 資料 3 (設備技術規格評価委員会における委員からのコメント)に記載のとおり。 ② プロセス評価委員会 Ⅲ. 添付資料 資料 5 (全体評価書(案))に対するプロセス評価委員の意見聴取結果)に記載のとおり。
4. 民間規格等作成団体の審査経緯	① 民間規格等作成団体の審議依頼日: 2024 年 7 月 24 日 ② 民間規格等作成団体の名称: 一般社団法人 日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会
5. 外部公示結果及び意見への対応概要	① 外部へ公示し、意見を聞いた期間: 2024 年 12 月 26 日～ 2025 年 1 月 24 日 (30 日間) ② 公示媒体: 設備技術規格評価委員会のホームページ ③ 公示の結果: 意見なし (Ⅲ. 添付資料 資料 4)
6. 民間規格等作成団体の審査の状況	① 案件の要望者: 民間規格作成団体 ② 民間規格等作成団体の名称: 一般社団法人 日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会 ③ 民間規格等作成団体の審議:

項目	説明
	1) 第 4 回 規格原案作成委員会(2024 年 3 月 13 日) 2) 第 39-1 回 規格委員会(2024 年 6 月 5 日) ④ 民間規格等作成団体の議決状況： III. 添付資料 資料 1 技術評価書 資料 2 添付資料 2 に記載されているとおり、上記③の 1)および 2)のいずれも賛成多数により可決されている。
7. 民間規格等作成団体の技術的専門性の確認	技術評価書（III. 添付資料 資料 1）にて確認している。
8. 審議記録の保存について	① 記録の保存方法：設備技術規格評価委員会 事務局にて保管。 ② 記録の保存期間：5 年
9. 技術的問い合わせの対応	① 問い合わせ先： 1)一般社団法人 日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会（事務局） 2)一般社団法人 日本溶接協会 設備技術規格評価委員会（事務局） ② 問い合わせへの対応方法： 問い合わせ先となった上記①の 1)あるいは 2)のいずれかより回答する。 また、問い合わせ内容に応じて、上記①の 1)と 2)は、協議のうえ対応を検討する。 具体的には、申請団体は資料 3－5 資料 1 資料 3 などの委員会審議での質疑応答及び規格運用開始後の問い合わせへの回答については、資料 3－2 の附属書 I の「8. 規格の解釈対応責任 規格の運用後の解釈問い合わせの方法が明示され、その解釈に対する回答が公開されていること。」との審査要件に従い、全体評価終了後に規格と併せて運用するための解釈 Q&A に公開することを確認した。なお、規格の運用開始後に生じる問い合わせ対応については、軽微な内容の問い合わせに対しては迅速性を確保するため申請団体内の第三者委員会である規格原案作成委員会でも度々審議のうえ回答を公開し、重要な内容の問い合わせへの回答については、設備技術規格評価委員会にて度々審議に付してから公開することとしており、規格の運用開始後は年に一度、解釈 Q&A の内容を軽微な内容と判断したものも含めて、全て設備技術規格評価委員会の審議に付すことを確認した。
10. その他、特記事項	なし

II. 「民間規格評価機関の要件（3）評価プロセス」との適合性確認

評価プロセスの要件	評価	確認内容
1. 評価される民間規格に関係するものは、規格評価プロセスへの参加が認められているか。	○	<u>評価される民間規格に関係するものとして、一般社団法人 日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会の関係者が参加している。</u> なお、規則第 4 条において、設備技術規格評価委員会は、民間規格等に係る利害関係者を幅広く選任することとしている。
2. 規格評価プロセスへの参加に金	○	<u>規則第 4 条および第 13 条において、委員に対して一切</u>

評価プロセスの要件	評価	確認内容
銭的な制約を設けているか。		<u>の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけないと規定している。また、規則第 9 条および第 17 条において、委員以外も委員会に参加できると規定している。また、民間規格等の審議に係る要領 1.項にて、民間規格の評価申請の受付は公募により行うと規定している。</u> なお、規則第 23 条において、本委員会の運営に係る経費は、日本溶接協会の理事会の承認を経て、日本溶接協会の実施事業等会計から支出することとしている。ただし、その審議に一定以上の経費を要する場合、本委員会は実費の負担を求めることができると規定している。
3. 評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件づけているか。	○	<u>規則第 4 条および第 13 条において、委員に対して一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけないと規定している。</u> 委員は、個人の経歴や資質に基づいた推薦により、選任されている。
4. 作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申し立ての適切な処理手順を文書で定められているか。	○	<u>規則第 20 条および異議申立要領に規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申し立ての適切な処理手順を規定している。</u>
5. 評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定められているか。	○	<u>規則第 7 条および第 16 条ならびに民間規格等制改定の審議に係る要領 2.項および 3.項において、各委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を規定している。</u>
6. 関係する省令基準および基準解釈の条文（既に引用されている民間規格等を含む）を明らかにし、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、要件で定められた観点で評価し、評価結果を評価書としてとりまとめられているか。	○	<u>Ⅲ. 添付資料 資料 1 の技術評価書にて、保安検査の方法としての保安面での妥当性について評価結果をとりまとめている。</u> なお、当該規格と省令基準又は基準解釈との関係については、Ⅲ. 添付資料 資料 1 技術評価書 資料 2 添付資料 5 別添 9、10-1 および 10-2 に明記している。
7. 民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りではない。	○	<u>規則第 3 条において、事業計画の策定を規定している。また、情報公開等に係わる要領 3.(1)C 項において、事業計画を設備技術規格評価委員会のホームページで公開することを規定している。</u> なお、第 1 回設備技術規格評価委員会にて承認された令和 6 年度の事業計画を設備技術規格評価委員会のホームページで公開している。
8. 民間規格等の評価を取りまとめ	○	<u>Ⅲ. 添付資料 資料 4 設備技術規格評価委員会のホーム</u>

評価プロセスの要件	評価	確認内容
る前に、少なくとも 30 日間の意見公募期間を設け、技術評価書を添付してパブリックコメントによる意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。		<u>ページにおける募集要領と意見募集結果のとおり、パブリックコメントを実施している。</u> ① パブリックコメントの期間： 2024 年 12 月 26 日～2025 年 1 月 24 日(30 日間) ② 媒体：設備技術規格評価委員会のホームページ ③ 募集の結果：意見なし
9. 民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にして、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならない。	○	<u>民間規格等の審議に係る要領 3.項(6)において、妥当性を確認した民間規格について、ホームページ上の規格リストに記載すると規定している。</u> なお、当該民間規格を公開するにあたり、コンビナート等保安規則(昭和 61 年通商産業省令第 88 号)第 49 条の 7 の 13 第 5 項第 3 号に基づく保安検査の方法であることを明記するとともに、全体評価書を併せて公開する。

III. 添付資料

資料 1 技術評価書

資料 1 設備技術規格評価委員会名簿（2024 年 11 月 13 日現在）

資料 2 民間規格等作成団体 作成資料（添付資料 1～6）

資料 3 設備技術規格評価委員会における委員からのコメント

資料 4 設備技術規格評価委員会の審議結果に基づく WES 9801:2024「特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）」の正誤票

資料 2 民間規格等制定案（WES 9801:2024「特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）」および**訂正票**）

資料 3 プロセス評価委員会 委員名簿（2024 年 12 月 18 日現在）

資料 4 設備技術規格評価委員会のホームページにおける募集要領と意見募集結果

資料 5 全体評価書(案)に対するプロセス評価委員の意見聴取結果

資料 6 解釈 Q & A